

所定疾患施設療養費Ⅱ算定について (令和 6年 4月～令和 7年 3月算定分)

介護老人保健施設の入所者により適切な医療を提供する観点から、介護老人保健施設における疾患の発症・治療状況を踏まえ、算定要件や算定日数、対象疾患の見直しが行われました。

厚生労働省の規定に基づき所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況について発表します。

<算定条件>

- ①入所者に対し、投薬、検査、注射、処置を行った場合。
- ②診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- ③当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ④当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ⑤1月に1回、連続する10日を限度。
- ⑥対象の入所者の要件
  - イ 肺炎の者
  - ロ 尿路感染症の者
  - ハ 带状疱疹の者
  - ニ 蜂窩織炎の者
  - ホ 慢性心不全の増悪

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	7	0	3	6	11	6	4	2	4	10	8	2
日数	37	0	28	41	69	44	34	8	15	66	40	18

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	4	5	0	0	2	0	3	4	0	1	1	2
日数	12	25	0	0	17	0	40	28	0	6	8	20

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
日数	2	0	5	2	5	7	0	0	0	0	0	0

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	3	5	8	0	2	1	2	3	1	3	4	3
日数	20	18	71	0	9	10	13	18	10	19	33	30

ホ 慢性心不全の増悪

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	10	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0

肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	16	10	12	9	16	8	9	9	5	14	13	7
日数	81	43	104	52	100	61	87	54	25	91	81	68